

協同組合ビジネスデザイン組合加入申込書（組合員・員外利用）

この度、貴組合の定款を承諾し、下記により貴組合に加入いたしたく申し込みます。

※太枠内のご記入をお願い致します。
 ※組合員が法人の場合は会社実印もしくは認
 印、個人事業主の場合は個人印を必ずご捺
 印ください。

お申込日	年 月 日	組合員番号		
フリガナ				お届け印
法人名				 法人印
フリガナ				資本金額 万円
フリガナ				お届け印
肩書・代表者名				 個人印
フリガナ				
法人所在地	〒			
	TEL		FAX	
フリガナ				
カード・請求書 郵送先	〒			
	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ			
	TEL		FAX	
フリガナ				ご連絡用メールアドレス
ご担当者氏名				
フリガナ				
代表者 自宅住所	〒			
	TEL		FAX	
事業内容				従業員数
許認可番号				(パート・アルバイト除く) 人
売上高	万円	前期利益	万円	
主要売上先 (取引先)				

〈以下組合記入欄〉

出資金/初回	円 ※	備考	
保証金/初回	円/枚 ※		
組合費/月	円	支 部 名	
追加保証 ETC	円/枚 ※	組合加入日	年 月 日
導入担当者			

※組合加入及びカード発行に必要な預り金となります。組合脱退及び支払完了後に返金するものとします。

定 款 (抜粋)

第1条(目的) 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第3条(地区) 本組合の地区は、東京都、茨城県、千葉県、神奈川県、長野県、愛知県及び大阪府の区域とする。

第7条(事業) 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにする建築リフォーム工事に關する設計及び工事の受注あつせん
- (2) 組合員のためにする損害保険の代理店業務
- (3) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ
- (4) 組合員のためにする車両用燃料の共同購買
- (5) 組合員のためにする貨物集荷の事務代行
- (6) 組合員のためにする高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の支払代行
- (7) 組合員の事業に關する経営及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (8) 組合員の福利厚生に關する事業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

第8条(組合員の資格) 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 建築工事業(木造建築工事業を除く)、鉄骨・鉄筋工事業、床・内装工事業、オフセット印刷業(紙に対するもの)、一般貨物自動車運送業、農畜産物・水産物卸売業、野菜・果実小売業、税理士事務所、経営コンサルタント業、広告業、建築設計業、配達飲食サービス業、美容業、保育所又は労働者派遣業を行う事業者であること。

(2) 本組合の地区内に事業場を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)

(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に關与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの關与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第9条(加入) 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあつたときは、理事会においてその諾否を決する。

第10条(加入者の出資払込み) 前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

第12条(自由脱退) 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

第13条(除名) 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたつて本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠つた組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

第15条(使用料又は手数料) 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

第20条(延滞金) 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年15パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

第22条(出資1口の金額) 出資1口の金額は、1万円とする。

第23条(出資の払込み) 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

第24条(持分) 組合員の持分は、本組合の財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあつては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。